

様式第一号（第五条第一号関係）

年 月 日

殿

法人の名称

代表者の氏名

公益認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条に規定する公益認定を受けたいので、同法第7条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 主たる事務所の所在場所
- 2 従たる事務所の所在場所
- 3 公益目的事業を行う都道府県の区域
- 4 公益目的事業の種類及び内容
- 5 収益事業等の内容

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 3には、定款に定めがある場合にのみ記載すること。

殿

法人の名称

代表者の氏名

変更認定申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項に規定する変更の認定を受けたいので、同条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

変更に係る事項	区分	変 更 後	変 更 前
変更の理由			
変更予定年月日	年 月 日		

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の事項を記載すること。なお、枠内に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、この申請書に添付すること。
- 3 「区分」の欄には、変更の区分を以下の分類に従い、その記号を記載すること。
 - ア 公益目的事業を行う都道府県の区域（定款で定めるものに限る。）又は主たる事務所若しくは従たる事務所の所在場所の変更
 - イ 公益目的事業の種類又は内容の変更
 - ウ 収益事業等の内容の変更

殿

法人の名称

代表者の氏名

変更届出書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項に掲げる変更をしたので、同項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

変更に係る事項	区分	変 更 前	変 更 前
変更の理由			
変更年月日	年 月 日		

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 「変更に係る事項」の欄には、それぞれの変更事項について、変更前及び変更後の事項を記載すること。なお、枠内に記載しきれないときは、当該様式の例により作成した書面に記載し、この届出書に添付すること。
- 3 「区分」の欄には、変更の区分を以下の分類に従い、その記号を記載すること。
 - ア 名称又は代表者の氏名の変更
 - イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第7条第1号に掲げる都道府県の区域の変更又は事務所の所在場所の変更

- ウ 規則第7条第2号に掲げる事務所の所在場所の変更
- エ 規則第7条第3号に掲げる公益目的事業又は収益事業等の内容の変更
- オ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第13条第1項第3号に掲げる定款の変更
- カ 理事（代表者を除く。）、監事、評議員又は会計監査人の氏名若しくは名称の変更
- キ 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準の変更
- ク 事業に必要な許認可等の変更

年 月 日

殿

法人の名称

代表者の氏名

事業計画書等に係る提出書

下記に掲げる事業計画書等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類
- 4 1から3までに掲げる書類について理事会（社員総会又は評議員会の承認を受けた場合にあつては、当該社員総会又は評議員会）の承認を受けたことを証する書類

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

殿

法人の名称

代表者の氏名

事業報告等に係る提出書

下記に掲げる財産目録等について、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第22条第1項の規定により、提出します。

記

- 1 財産目録
- 2 役員等名簿
- 3 理事、監事及び評議員に対する報酬等の支給の基準を記載した書類
- 4 社員名簿
- 5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第129条第1項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類等
- 6 キャッシュ・フロー計算書
- 7 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類
- 8 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第38条第2号及び第3号に掲げる書類
- 9 滞納処分に係る国税及び地方税の納税証明書

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 6の提出は、作成している場合又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第12号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。

年 月 日

殿

法人の名称

代表者の氏名

合併等届出書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第1項に掲げる行為を行いたいので、同項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 行為を行う日
- 2 行為の種類
- 3 行為の内容

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 2には、行為の種類を以下の分類に従い、その記号を記載すること。
 - ア 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第1項第1号に掲げる合併
 - イ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第24条第1項第2号に掲げる事業の譲渡
 - ウ 公益目的事業の全部の廃止

殿

法人の名称

代表者の氏名

合併による地位の承継の認可申請書

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第25条第1項に規定する認可を受けたいので、同条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 新設合併により消滅する公益法人の名称及び代表者の氏名
- 2 新設法人の名称及び代表者の氏名
- 3 新設法人の主たる事務所の所在場所
- 4 新設法人の従たる事務所の所在場所
- 5 新設法人が公益目的事業を行う都道府県の区域
- 6 新設法人が行う公益目的事業の種類及び内容
- 7 新設法人が行う収益事業等の内容

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 1は、当該公益法人が2以上ある場合には、その全てにつき記載すること。
- 3 5には、新設法人の定款の案に定めがある場合にのみ記載すること。

年 月 日

殿

法人の名称

清算人の氏名

解散届出書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条（第202条）に掲げる事由により公益社団法人（公益財団法人）を解散したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 解散の日
- 2 解散の事由
- 3 清算人の連絡先

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 2には、解散の事由を以下の分類に従い、その記号を記載すること。

（公益社団法人の場合）

- ア 定款で定めた存続期間の満了
- イ 定款で定めた解散の事由の発生
- ウ 社員総会の決議
- エ 社員が欠けたこと。
- オ 破産手続開始の決定

カ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第148条第7号に掲げる解散を命ずる裁判

（公益財団法人の場合）

- キ 定款で定めた存続期間の満了
- ク 定款で定めた解散の事由の発生
- ケ 基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能
- コ 破産手続開始の決定
- サ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第6号に掲げる解散を命ずる裁判

殿

法人の名称

清算人の氏名

残余財産引渡見込届出書

年 月 日付けで解散した（法人の名称）について、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第233条第1項の期間が経過したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第2項の規定により、残余財産の引渡しの見込みについて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 資産の状況及び回収の見込み
- 2 債務の状況（基金の返還に係るものを含む）
- 3 残余財産の見込み額
- 4 残余財産の引渡しを受ける法人又は国若しくは地方公共団体

（備考）

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 残余財産の引渡しの見込みに変更があったときも、遅滞なく、この届出書により届け出ること。ただし、変更箇所の変更前及び変更後の記載の違いを明らかにすること。

様式第十号（第四十四条第一項関係）

年 月 日

殿

法人の名称

清算人の氏名

清算終了届出書

年 月 日付けで解散した（法人の名称）の解散に係る清算が終了したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第26条第3項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 残余財産の額
- 2 残余財産の帰属先

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。

様式第十一号（第四十六条関係）

表 面

写 真	身分証明書	第_____号
	官職又は職名 氏 名 生 年 月 日 上記の者は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第27条第1項に規定する立入検査を行う職員であることを証明する。	
印 又は刻印	交付日	年 月 日 (年 月 日まで有効)
		発行者名 印

裏 面

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律抜粋
<p>第二十七条 行政庁は、公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において、内閣府令で定めるところにより、公益法人に対し、その運営組織及び事業活動の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該公益法人の事務所に立ち入り、その運営組織及び事業活動の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>第五十九条 内閣総理大臣は、第二十七条第一項の規定による権限（第六条各号に掲げる一般社団法人又は一般財団法人に該当するか否かの調査に関するものを除く。次項において同じ。）を委員会に委任する。</p> <p>2 行政庁が都道府県知事である場合には、第二十七条第一項中「行政庁」とあるのは「第五十条第一項に規定する合議制の機関」と、「その職員」とあるのは「その庶務をつかさどる職員」とする。</p>

(備考) 規格は、縦5.4cm×横8.5cmとする。

年 月 日

殿

法人の名称
代表者の氏名

公益目的取得財産残額の変動額報告書

公益目的取得財産残額について、財産目録等の最終提出事業年度末日の額から変動したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 50 条第 1 項により、下記のとおり報告します。

記

	取消し等の日の額 (年 月 日)	最終提出事業年度末日 の額 (年 月 日)	差引変動額
公益目的増減差額	円	円	円
公益目的保有財産 の価額の合計額	円	円	円
公益目的取得財産 残額	円	円	円

(備考)

用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

年 月 日

殿

法人の名称
代表者の氏名

贈与契約成立報告書

公益目的取得財産残額について、下記のとおり贈与契約が成立したので、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 51 条第 1 項により、報告します。

記

- 1 取消し等の日
- 2 贈与契約の相手方
名 称
代表者
住 所
連絡先
- 3 贈与した公益目的取得財産残額に相当する財産の額
- 4 履行方法
- 5 履行期日

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。